

制定 平成18年 2月23日 広運公示第 7号
改正 平成20年 3月20日 広運公示第 7号
改正 平成20年 6月13日 広運公示第 2号
改正 平成22年 2月 8日 広運公示第 10号
改正 平成24年 8月27日 広運公示第 5号
改正 平成28年 3月31日 広運公示第 7号
改正 令和 2年 1月10日 広運公示第 9号
改正 令和 2年 4月13日 広運公示第 1号
改正 令和 2年12月25日 広運公示第 12号
改正 令和 5年 8月 1日 広運公示第 8号

公 示

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱要領について

広島運輸支局管内における一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の表示事項及び表示方法等について具体的な取扱いを別添のとおり定める。

平成18年2月23日

中国運輸支局広島運輸支局長 大 碇 誠 明

ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱要領

ハイヤー・タクシー車両の表示事項及び表示方法等に関しては、道路運送法、関係法令及び運賃実施通達の規定のほか、平成14年3月26日付中国運輸局公示第220号で定められているところであるが、広島運輸支局管内におけるその具体的取扱要領を下記のとおり定める。

また、同公示記の3の判断はこの要領に沿って行うこととする。

記

I 一般準則

1. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、ここに定めた車両の表示等を遵守し、事業の適正な運営と旅客の利便確保に努めなければならない。
2. 表示する文字等の塗色は、指定した色を用いる場合のほかは車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に添って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。
なお、表示する文字の大きさは、車外表示装置、車内表示及び別に大きさを指定する場合を除き縦横5cm以上とする。
3. 表示事項については、容易に消去又は除去できないもの若しくは脱落するおそれがないものを使用し、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるよう努めなければならない。
4. 表示装置、表示板の取扱いは適切に行い、これらを使用して違法な営業行為を行ってはならない。
5. 法令又は本取扱要領に定める場合のほか、車両の内外又は窓ガラスに表示物を表示し又は貼付する時は、公衆の利便に資する必要最小限度の物であって、運転者及び旅客の視野又は法令若しくは本取扱要領に定める表示の効果を損なわないものでなければならぬ。
6. この取扱要領による表示物、表示方法及び使用する灯火については、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬ。

7. 個人タクシー事業者の定期休日に於ける自家使用等、やむを得ず自家用として使用する場合は、車外に向けその旨をわかりやすく表示しなければならない。また、その場合表示した時刻、終了した時刻及び運行した区間を、運転日報の備考欄に記入する等、記録しておくこと。

II 一般タクシー（1人1車制個人タクシーを含む。）の表示等

1. 運賃メーター器（「外付け運賃・料金ユニット」を使用する場合は、それも含める。以下同様）

運賃メーター器は、運転者席左側のメーター操作の容易な位置であって、後部座席の位置から容易に運賃メーター器の表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りではない。

2. 車内表示装置

車両の内部には、表示項目が運賃メーター器と連動して作動する構造の昼間夜間を問わず車外から明瞭に確認できる表示装置を装着する。

表示装置の装着位置、表示事項及び表示方法は次によるものとする。

ただし、車外表示装置（表示灯）により表示される場合にあっては、その表示される事項についての車内表示装置による車外に向けての表示は必要ないものとする。

（1）装着位置

表示装置は、ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、別紙1「一般タクシーの表示方法」の例による位置に装着する。

ただし、前記ただし書きの車外表示装置（表示灯）を使用して表示する場合は、車内表示装置をダッシュボード又は前席左前の旅客から見やすい位置に装着することができる。

（2）表示事項

表示装置による表示事項のうち、下記⑥から⑪まで（迎車回送料金の設定認可を受けていない場合は⑤から⑪まで）の表示は、後記7. 表示板によることができる。

①『貢走』

距離制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

②『支払』

支払を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③『空車』

空車の場合に、車外に向けて表示する。

④『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

⑤『迎車』

ア. 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。ただし、⑦に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。
イ. 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑥『回送』

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。
イ. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。
ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

⑦『予約』

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。

ただし、⑤に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。

⑧『貸切』

ア. 時間制運賃を適用する場合、又はケア運賃若しくは介護運賃であって運賃メーター器によらない運賃を適用する場合には、営業所、車庫等を旅客の要求により発車したときから運送を終了するまでの間、車外に向けて表示する。

イ. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑨『観光』

ア. 観光ルート別運賃を適用する場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『観光』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑩『定額』

ア. 定額運賃を適用する場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『定額』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑪ 『救援』

ア. 救援事業を行う場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

3. 車外表示装置

車両の屋根には、昼夜を問わず車両の前後から明確に認識することができる次に掲げる表示装置を、別紙1「一般タクシーの表示方法」による位置に装着する。

ただし、ジャンボタクシー（定員7人以上の車両をいう。以下同じ。）及び寝台専用車又は車椅子専用車等の特殊車両については装着を省略することができる。

なお、車外表示装置に使用する灯火の色、点灯方法及び光度等は、「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

(1) 事業者名等表示灯

タクシー（個人タクシー事業者のタクシーを除く。）においては、『タクシー』、『TAXI』、事業者の名称若しくは記号又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示したもの。

個人タクシー事業者のタクシーにおいては『個人』と表示したもの。

なお、記号は、商標登録がされたもの等、周知されているものに限る。（以下、「記号」について同じ。）

(2) 車種区分表示灯

車種区分（『普通』『大型』『特大』のいずれか）を表示することができる。

ただし、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分に限る。

上記(1)の表示灯に併記することもできる。

(3) 禁煙車表示灯

『禁煙マーク』又は『禁煙車』を表示する。

なお、『禁煙マーク』と『禁煙車』を併記することもできる。

表示灯は別紙2「禁煙車両の表示方法」の「(1) 表示灯」の規格による。

4. 車外表示

車両の外側（ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を別紙1「一般タクシーの表示方法」の例により表示する。

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号（法人における「株」、「有」等は省略可）
- (2) 『タクシー』又は『TAXI』

上記(1)の名称に当該文字が含まれている場合及び「交通」の文字が含まれている場合、並びに3.(1)事業者名等表示灯でタクシーである旨が明確に判断できる場合は、タクシー業務適正化特別措置法による指定地域及び特定地指定地域を除き省略することができる。

- (3) 『個人』（1人1車制個人タクシーに限る。）
- (4) 所属営業所の所在地名の略称

所属営業所の所在する地区名（市町村合併が行われた場合の旧の市町村名を含む。）、市町村名又は営業区域名（『市』、『町』、『村』の文字は省略する。）。

- (5) 初乗運賃額

『初乗』の文字及び初乗運賃額（当該車両に適用する初乗運賃額）を赤色文字で表示する。

ただし、運賃及び料金の認可又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域又は準特定地域においては届出時等において別途指示があった場合は、当該指示による。

なお、前面ガラスに表示する場合は、「道路運送車両の保安基準」第29条4項第7号の規定に基づく平成元年5月1日付け中国運輸局公示第113号で、縦5.6cm以内、横1.1cm以内のもので、前面ガラス左側上部に貼付することが指定されているので注意すること。

- (6) 車種区分（『普通』『大型』『特大』のいずれか）を表示することができる。

ただし、中国運輸局長公示により運賃適用地域ごとに定められた車種区分のうち、当該車両に適用する車種区分に限る。

- (7) 『禁煙マーク』又は『禁煙車』

表示は別紙2「禁煙車両の表示方法」の「(2) 車外表示」の規格による。

5. ユニバーサルデザインタクシー車両の表示

ユニバーサルデザインタクシー車両については以下のとおり取扱いとする。

- (1) 表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別紙5の1に定める表示マークを表示するものとする。
 - ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別紙5の2に定める表示マークを表示するものとする。
 - ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別紙5の3に定める表示マークを表示することを推奨する。
 - ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別紙5の4に定める表示マークを表示するものとする。
 - ⑤「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別紙5の5に定める表示マークを表示するものとする。
- (2) 表示マークの大きさについては、15cm四方以上とする。
- (3) 表示位置については、窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

6. 車内表示又は掲示事項等

車両の内部には、視野及び運転操作を妨げない位置で、次により表示又は掲示する。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
旅客から見やすいように掲示する。
- (2) 登録タクシー運転者証、個人タクシー事業者乗務証
タクシー業務適正化特別措置法の規定により「登録タクシー運転者証」「個人タクシー事業者乗務証」を表示しなければならない場合は、裏を旅客から見やすいように表示する。
- (3) 運賃割増
黄色地に黒色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4) 初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方（前記（3）及び別に指定した場合を除く）

前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示する。ただし、表示できない項目についてはこれらを記載したものを運転者に携行させるか、運転者に熟知させることとする。

(5) 『禁煙マーク』又は『禁煙車』

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

表示は別紙2「禁煙車両の表示方法」の「(3) 車内表示」の規格による。

7. 表示板

車両に備え付ける表示板は次のとおりとする。

ただし、前記2. 車内表示装置により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。

表示板は、縦9cm、横20cm以上とし、表示する文字の大きさは縦横7cm以上とし白地に黒文字とする。（以下「表示板」について同じ。）

表示板の使用方法及び取扱いは、前記2. (2) 表示事項に規定するそれぞれの該当する事項に準ずることとする。

なお、掲出する位置は別紙1「一般タクシーの表示方法」とし、車内表示装置による表示を隠したうえで、車外前面から明瞭に確認できるように表示する。

(1) 『迎車』板

『迎車』板は、前記2. 車内表示装置による表示ができないすべての車両に備え付けておかなければならない。（ただし、(3) に規定する『予約』板を掲出する場合は適用しない。）

(2) 『回送』板

『回送』板は、すべての車両に備え付けておかなければならない。

(3) 『予約』板

『予約』板は、前記2. 車内表示装置による表示ができないすべての車両に備え付けておかなければならない。（ただし、(1) に規定する『迎車』版を掲出する場合は適用しない。）

(4) 『貸切』板

(5) 『観光』板

(6) 『定額』板

(7) 『救援』板

8. 適用除外

(1) ジャンボタクシー、ハイグレード車又は福祉輸送自動車等で営業所のみにおいて運送の引き受けを行う車両で表示等の必要がないと認められる場合、或いは時間制運賃を適用する貸切契約において冠婚葬祭等の特定の旅客から表示灯等を外すよう求められるなど表示等をしないことについて特段の必要があると認められる場合で、別添の様式により広島運輸支局長の承認を受けた車両については、次に掲げる事項を除き、承認を受けた事項について適用を除外することができる。

① 上記「4. 車外表示」のうち、(1) 事業者の氏名、名称又は記号

② 上記「6. 車内表示又は掲示事項等」のうち、(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号、(5) 『禁煙マーク』又は『禁煙車』

(2) 一定の地域において相当程度禁煙車両が導入される場合であって、利用者に周知されていると認められる地域については、上記3.(3) 禁煙車表示灯は装着しなくてもよいものとする。

当運輸支局における禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域は、別紙3のとおりとする。

9. 福祉輸送自動車の表示等

一般タクシー事業で使用する福祉輸送自動車の表示等については、「IV 福祉輸送限定事業者が使用する自動車（セダン型を含む）の表示等」の表示に準ずるほか、次の通りとする。（ただし、『限定』の表示は不要である。）

(1) 一般タクシー事業の認可運賃と異なる認可運賃を適用する場合は、車内表示装置をカバー等で被うこと。

III ハイマー（道路運送法施行規則第4条第8項第3号に定めるハイマーとして届出をし、ハイマー運賃を適用する車両）の表示等

1. 車外表示事項

車両の外側に、事業者の氏名、名称又は記号を表示する。

2. 車内表示事項等

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号

旅客から見やすい位置に表示又は掲示する。

(2) 『禁煙マーク』又は『禁煙車』

旅客から見やすい位置（例：防犯ガラス・後部ドア窓ガラス等）に表示する。

表示は別紙2「禁煙車両の表示方法」の「(3) 車内表示」の規格による。

3. 運賃メーター器

運賃メーター器は、乗客から要求があった場合に後部座席から容易に表示が確認できる位置に装着する。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りでない。

IV 福祉輸送限定事業者が使用する自動車（セダン型を含む）の表示等

1. 車外表示

車両の側面にする表示事項については次に掲げるものとし、それぞれの表示方法は次によるものとする。

また、表示する位置は別紙4「福祉輸送自動車の表示方法」の例による。

なお、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面及び後部に行うこと。文字の色は車体の塗色を考慮し明瞭に識別できる色を使用すること。また、文字の大きさは縦横5cm以上とする。

(1) 事業者の氏名、名称又は記号

事業者名、名称又は記号が容易に特定できるよう表示すること。

（法人における「株」、「有」等は省略可）

(2) 「福祉輸送車両」

(3) 「限定」

2. 運賃メーター器

運賃メーター器は、運転席でのメーター操作が容易で、かつ旅客から運賃の表示が確認できる位置に装着すること。

ただし、運賃メーター器によらない運賃のみを適用する車両にあってはこの限りでない。

3. 車内表示装置又は表示板

表示事項及びそれぞれの表示方法は次によるものとする。

車両の内部に装着する表示装置又は表示板は、ダッシュボード上部又は前席左前上方で車外から明瞭に確認できる位置に装着する。

なお、運賃メーター器を設置する場合は、それぞれの表示が連動して作動する構造であること。

①『貢走』

距離制運賃を適用している場合に、車外に向けて表示する。

②『支払』

支払を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

③『割増』

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示する。

④『迎車』

ア. 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合に、車外に向けて表示する。(ただし、⑥に規定する『予約』を表示する場合は適用しない。)

イ. 『迎車』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑤『回送』

ア. 運転者が食事、休憩若しくはトイレのため、運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了、車両の故障、運賃メーター器及び外付け運賃・料金ユニット又は表示装置の故障等のため、車庫若しくは営業所等に回送しようとする場合に車外に向けて表示する。

イ. 『回送』は、前記の場合以外表示してはならない。

ウ. 『回送』を表示したときは表示した時刻を、回送後は回送区間を、それぞれ「運転日報」の備考欄に記入するものとする。

⑥『予約』

迎車回送料金を適用しない車両であって、旅客の運送申込みを受けて迎車回送する場合、車外に向けて表示する。ただし、④に規定する『迎車』を表示する場合は適用しない。

⑦『貸切』

ア. 時間制運賃を適用する場合に、車外に向けて表示する。

イ. 『貸切』は、前記の場合以外表示してはならない。

⑧『救援』

- ア. 救援事業を行う場合に、車外に向けて表示する。
- イ. 『救援』は、前記の場合以外表示してはならない。
- ウ. 『救援』を表示したときは、表示した時刻及び終了した時刻を、「運転日報」の備考欄に記入しなければならない。

4. 車内表示又は掲示事項

車両の内部にする表示又は掲示事項は次に掲げるものとし、それぞれの表示又は掲示方法は次によるものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称

視野及び運転操作を妨げない位置で旅客から見えやすく固定式とする。

(2) 自動車登録番号

掲示方法は(1)と同じ。

(3) 運賃割増

黄色地に黒色の文字で、深夜早朝に於ける運賃の割増率及び適用時間を記載し、車両右側後部ドアの三角窓又は相当する位置に、内部に向けて表示する。

(4) 初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方（前記(3)及び別に指定した場合を除く）

前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示する。ただし、表示できない項目についてはこれらを記載したものを持行させるか、運転者に熟知させることとする。

(5) 「禁煙マーク」又は「禁煙車」

旅客から見やすい位置に適切に表示する。

附 則

1. 本要領は、平成18年4月1日より適用する。（平成18年2月23日 広運公示第7号）
2. 平成14年7月23日付で広島運輸支局策定の「ハイヤー・タクシー車両の表示等実施要領」は、平成18年3月31日限り廃止する。
3. 本要領の適用日に使用中である車両の表示事項及び表示方法については、次の車両代替時に本要領に適合する表示に切り替える。ただし、小さい文字等で明瞭に識別できない表示をしている車両については、適用日以後の早い時期に本要領に適合する表示に切り替える。また、2の廃止する要領の適用除外規定により承

認した車両で、本要領に適合しなくなるものについても、同様に本要領に適合する表示に切り替える。

附 則（平成20年3月12日 広運公示第7号）

本要領の改正は、平成20年4月1日より適用する。

附 則（平成20年6月13日 広運公示第2号）

本要領の改正は、平成20年6月14日より適用するが、実施にあたっては、6ヶ月の経過措置期間を設けるものとする。

附 則（平成22年2月8日 広運公示第10号）

本要領の改正は、平成22年4月1日より適用する。

附 則（平成24年8月27日 広運公示第5号）

本要領の改正は、平成24年10月1日より適用する。

附 則（平成28年 3月31日 広運公示第 7号）

本要領の改正は、平成28年4月1日より適用する。

附 則（令和 2年 1月10日 広運公示第 9号）

1. 本要領の改正は、令和2年2月1日より適用する。

2. 本改正の適用日に使用中である車両の「小型」の表示変更または消去等の措置を行う期間は、令和3年1月31日までの経過措置期間を設けるものとする。

附 則（令和2年 4月13日 広運公示第 1号）

本要領の改正は、令和2年4月1日より適用する。

附 則（令和2年12月25日 広運公示第12号）

本要領の改正は、令和3年1月1日より適用する。

附 則（令和5年8月1日 広運公示第 8号）

1. 本要領の改正は、令和5年8月1日より適用する。

2. 本改正の適用日に現に存する事業用自動車の表示等については、なお従前の例によることができる。

別添様式

年 月 日

中国運輸局広島運輸支局長 殿

住 所

氏名又は名称

タクシー車両の表示等実施適用除外承認申請書

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の表示等について、「ハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱要領について」の規定により適用除外の承認を申請します。

記

1. 氏名又は名称及び住所

2. 適用除外を受けようとする車両

| 登録番号 | 車名 | 型式 | 乗車定員 | 所属営業所 | 備考 |
|------|----|----|------|-------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3. 適用除外を受けようとする表示事項等

※事業者の氏名、名称又は記号については適用除外になりません。

4. 適用除外を必要とする理由

(以下支局使用)

広 運 輸 第 号

本件は申請のとおり承認する。

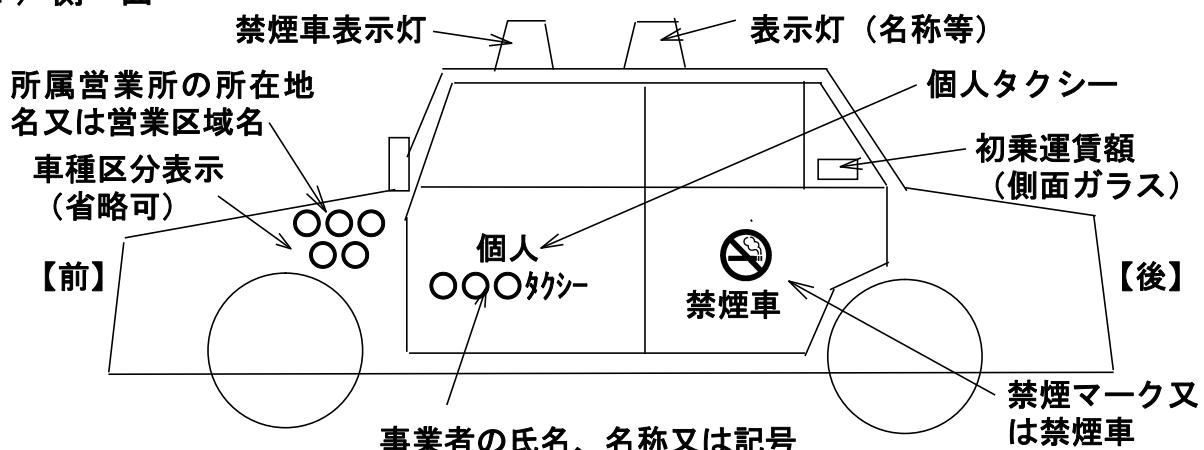
年 月 日

中国運輸局広島運輸支局長

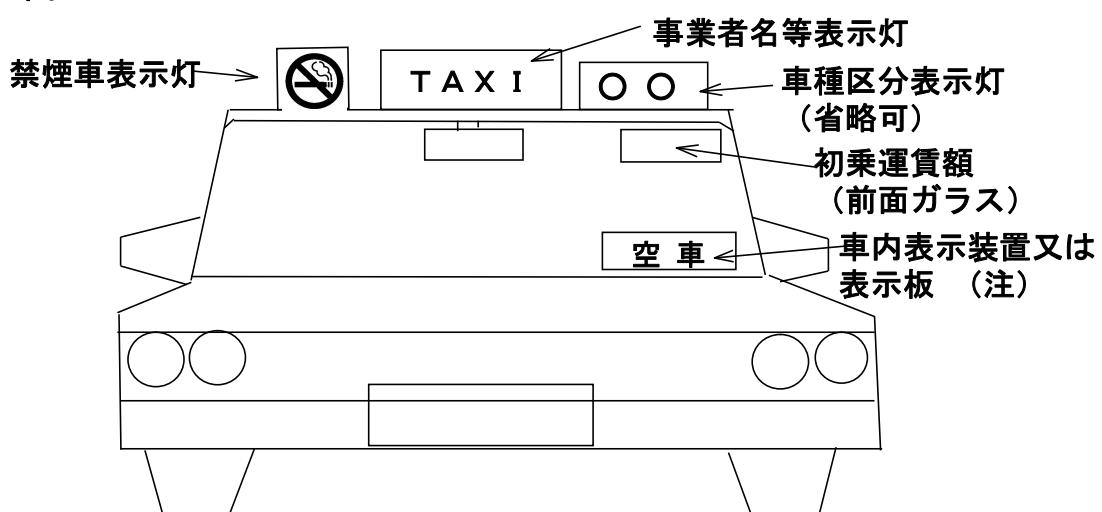
別紙 1

一般タクシーの表示方法

(1) 側面

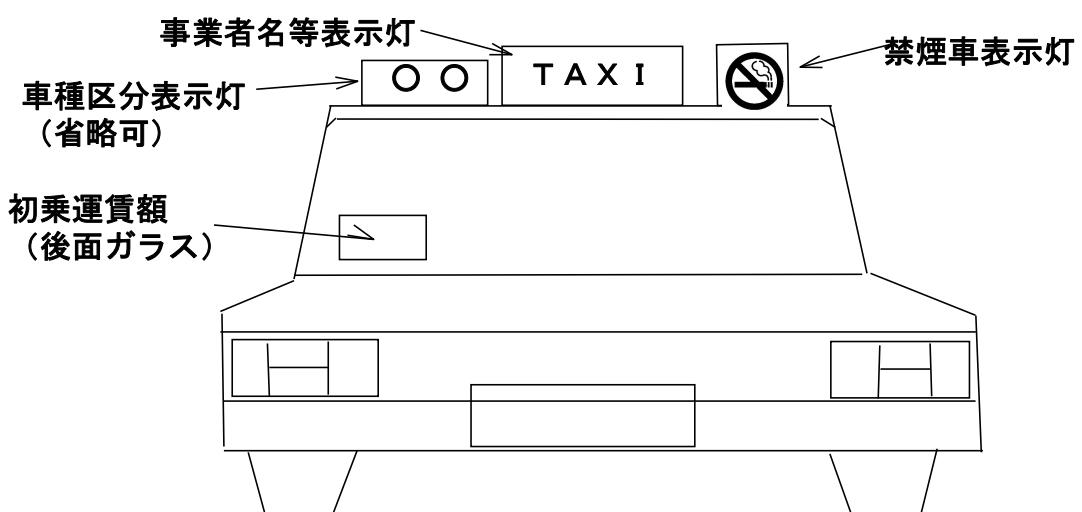


(2) 前面



注：取扱要領のⅡ. 2のただし書きにより、車内表示装置すべき表示を車外表示装置（表示灯）により表示する場合は、車内表示装置を前席左前のダッシュボード等へ装着することができる。

(3) 後面



別紙 2

禁煙車両の表示方法

(1) 表 示 灯



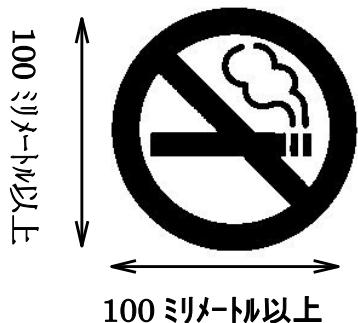
又は



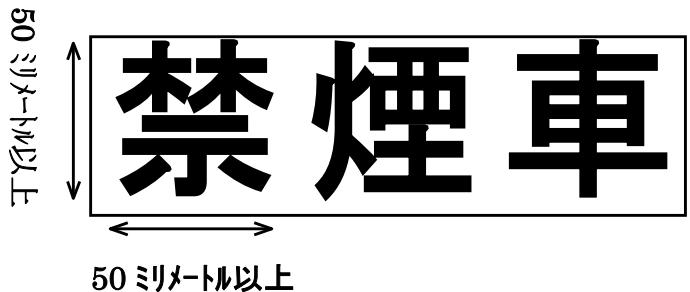
注1：マークと文字を合体した装置でもよい。また、外形は丸型等のものでもよい。

注2：灯火の色、点灯方法及び光度等が「道路運送車両の保安基準」に適合したものを使用する。

(2) 車 外 表 示



又は



(3) 車 内 表 示



又は



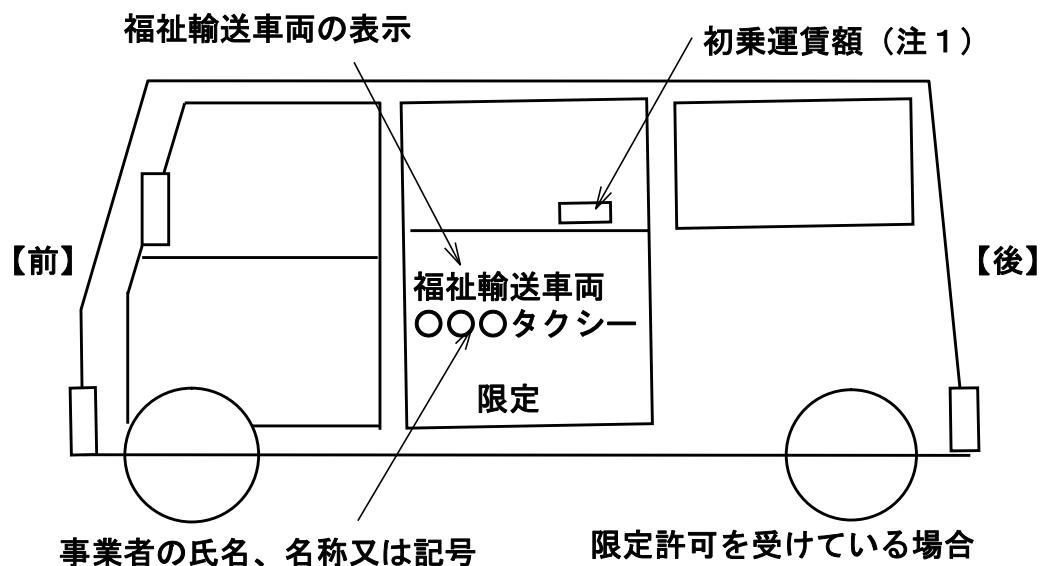
別紙 3

禁煙車表示灯を装着しなくてよい地域

| 営業区域 | 市町村名 |
|-------|---|
| 広島交通圏 | 広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町 |
| 呉市A | 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く） |
| 呉市B | 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る） |
| 竹原市 | 竹原市、三原市のうち広島空港の区域 |
| 東広島市 | 東広島市、三原市のうち広島空港の区域 |
| 三原市 | 三原市 |
| 尾道市 | 尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く） |
| 福山交通圏 | 福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る） |
| 府中市 | 府中市 |
| 三次市 | 三次市 |
| 庄原市 | 庄原市 |
| 大竹市 | 大竹市 |
| 江田島市 | 江田島市 |
| 安芸高田市 | 安芸高田市 |
| 山県郡 | 安芸太田町、北広島町 |
| 世羅郡 | 世羅町 |
| 神石郡 | 神石高原町 |
| 豊田郡 | 大崎上島町 |
| 佐伯交通圏 | 廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る） |
| 宮島 | 廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る） |

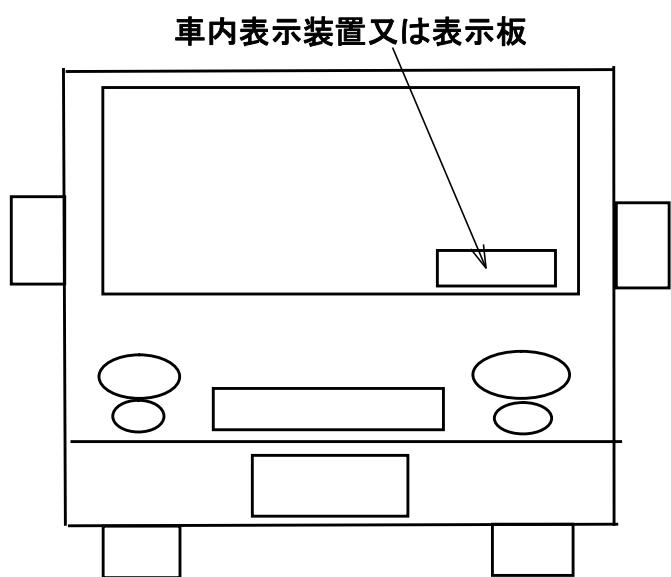
別紙4 福祉輸送自動車の表示方法

(1) 側面

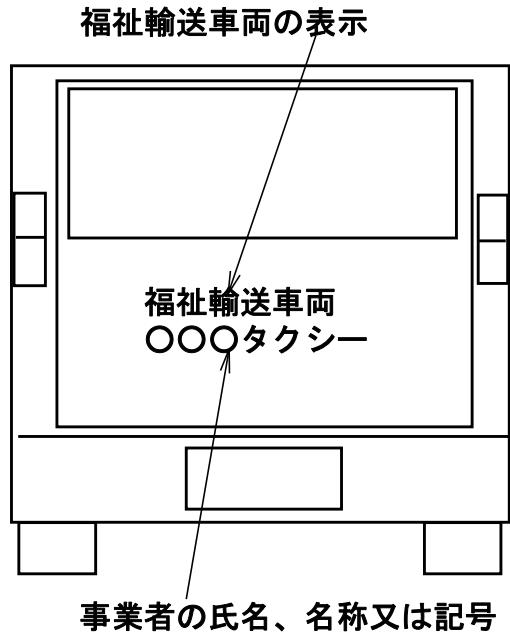


注1：初乗運賃額については、旅客に見やすい位置に適切に表示することができる。

(2) 前面



(3) 後面 (注2)



注2：『後面』については、後面ガラス又はトランクルーム上面に表示してもよい。

別紙 5 の 1

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※ 配色について



PANTONE 375C
PANTONE 354C

別紙 5 の 2

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正以前）」においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※ 配色について



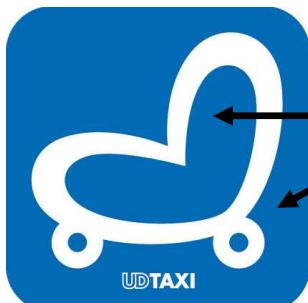
PANTONE 375C
PANTONE 354C

別紙 5 の 3

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



※ 配色について



PANTONE 293C

別紙 5 の 4

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※ 配色について



PANTONE 183C
PANTONE 212C

別紙 5 の 5

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度（令和2年3月31日改正）」においてレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※ 配色について



PANTONE 183C
PANTONE 212C